

第9期 第1回 福岡県個人情報保護審議会 全体会 会議録

議事概要

1 開催日時	平成20年5月8日(木) 10時20分～
2 開催場所	特9会議室(行政棟10階)
3 出席委員	遠藤委員、大城委員、岡本委員、桑野委員、坂口委員、馬場委員、原田委員、溝田委員
4 議 事	1 会長の選任及び職務代理者の指名について 2 部会委員の指名について 3 国民生活審議会個人情報保護部会の審議状況について 4 その他

会議の内容

1 審議事項

(1) 会長の選任及び職務代理者の指名について

福岡県個人情報保護条例第52条第2項に基づき、委員の中から、岡本委員が全会一致で会長に選任された。また、同条第4項に基づき、岡本会長が坂口委員を職務代理者に指名した。

(2) 部会の委員の指名について

岡本会長が、条例第55条第2項に基づき、第一部会(不服申立部会)及び第二部会(住民基本台帳部会)の委員を次のとおり指名した。

第一部会・・・岡本会長、大城委員、坂口委員、馬場委員、原田委員

第二部会・・・岡本会長、遠藤委員、桑野委員、勢一委員、溝田委員

また、同条第3項に基づき、坂口委員が第一部会の部会長に、岡本会長が第二部会の部会長に選任された。

さらに、同条第5項に基づき、各部会長により、岡本会長が第一部会長職務代理者に、遠藤委員が第二部会長職務代理者に指名された。

2 報告事項

(1) 国民生活審議会個人情報保護部会の審議状況について

国民生活審議会個人情報保護部会の答申に基づき一部変更された、「個人情報の保護に関する基本方針」について事務局(県民情報広報課)から説明が行われた。

「主な質疑等」

【委員】

部会では、当初は法の改正が必要ではないかという意見も出ていたのですが、今回の答申はそこまでは踏み込まなかったということですね。

【県民情報広報課】

部会の意見では、今のところ法の改正までは必要ないということになりましたが、「個

個人情報の保護に関する基本方針」を変更し、事業者の個人情報保護に対する取組の促進や、いわゆる「過剰反応」の解消に向けた広報・啓発活動を推進することなどが定められました。

(2) その他

ア 住基ネット最高裁判決について、事務局（市町村支援課）から説明が行われた。

イ 中州地区における防犯カメラの設置について、福岡県弁護士会から審議会あてに送付された声明文について、事務局（県民情報広報課）から説明が行われた。

「主な質疑等」

【委員】

現在のところ住基ネットシステムに、プライバシー侵害につながるような具体的な危険性が生じているとはいえないというのが最高裁の判断ということなのでしょう。